

視覚障害者サポートグループゆかり（縁）会則

平成 27 年 4 月 5 日

（目的）

第 1 条 この会は、視覚障害者サポートグループを組織し、視覚障害者、家族、市民に対してサポート活動を行う上で、その活動が、適正かつ円滑に行われることを目的とする。

（名称及び事務局）

第 2 条 この会は、「視覚障害者サポートグループ ゆかり（縁）」と称し、事務局を木村眼科クリニック内に置く。

（サポーターの定義）

第 3 条 サポーターとは、自発的意志に基づき視覚障害者、家族、市民に対して行う様々な活動に参加するものをいう。

（サポート活動の範囲）

第 4 条 サポート活動の範囲は、視覚障害者の福祉の増進に関わる活動とし、具体的には以下の通りとする。

1. 視覚障害者の外出及び送迎サポート
2. 視覚障害者パソコンサポート
3. 視覚障害者、家族、市民対象の研修、講座等の運営サポート。
4. その他視覚障害者の生活向上に資することを目的とするサポート活動とする。

（役員）

第 5 条 サポート活動を円滑に運営し、その目的を効果的に達成するために次の役員を置き総会で選出する。

1. 役員 会長 1 名 副会長 1 名 会計 2 名 監査 1 名 事務局長 1 名 顧問 1 名
2. 任期 任期は 2 年とし再任を妨げない。

（会議の種類及び召集）

第 6 条 この会の会議は総会及び役員会とし

1. 定期総会は毎年 4 月に行う。
2. 役員会は必要に応じ会長が召集する。

(会議に付議すべき事項)

第7条 付議すべき事項

1. 会則の制度及び改廃に関する事項。
2. 収支報告に関する事項。
3. 役員承認に関する事項。
4. その他の運営に重要と認める事項。

(サポーターの義務と責任)

第8条 義務と責任

1. サポーターは活動で知り得た市民の個人情報について本人に無断で他に漏らしてはならない。
2. サポーターはボランティア保険に加入しなければならない。

(会費)

第9条 グループの円滑なる運営（通信、広報、保険料等）のため年2,000円を会費として納入する。

(会計年度)

第10条 会計年度は4月1日から3月31日までとする。

付則

1. この規約は2010年2月24日施行。
2. この規約は2011年2月6日一部改正。
3. この規約は2013年5月22日一部改正。
4. この規約は2014年4月16日に一部改正。
5. この規約は2015年4月5日に一部改正。